知っていますか？（教職員の皆さん）

良い子！悪い子！普通の子！

＊年に1度の昇給が、１月17日に給与明細書に表示されます！

ついに制度完成（平成２３年1月1日）！！
「平成19年1月1日より普通昇給と特別昇給を統合し、査定昇給の枠組みを導入」
の新制度移行が終了！下記の完成「昇格区分」が適用されます。

１　昇給区分と昇給号俸数

昇　給　区　分	A（極めて良好）	B（特に良好）	C（良好）	D（やや良好でない）	E（良好でない）
特定職員（教授、部長等）	8	6	3	2	昇給しない
一般職員	8	6	4	2	昇給しない
55 歳以上（共通）	4	3	2	1	昇給しない

注１　職務の級における最高の号俸を超える昇給は行いません。
注２　平成 22 年 1 月 1 日後に採用又は昇格した場合は、採用等の日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間に応じて号俸数が調整されます。（一部例外を除く。）
注３　昇給区分Ｄ及びＥは、病休、休職、育休等により、勤務日数の 1/6 以上を勤務していない場合又は懲戒処分等に該当する場合に適用されます。

＊あなたの査定は「正当」ですか？

＊「上司」の「勤務評定」により５段階「査定」されています。
＊上記表の４号俸は、旧制度の１号俸です。（従来は、等しく年に１号昇給していました）
＊勤務評定者は指定されています。あなたの査定は誰がしているかご存知ですか？
＊Ｄ判定の場合は、18 年度以前の「半分」しか昇給しません（２年で１年分の昇給）

成果主義賃金は働く者同士の不信感を招き、労働のモチベーションを著しく低下させます。これを導入した企業も「百害あって一利なし」と、導入見直しを図っています。大学にはなおさら馴染まない制度です。組合は当然ながら反対しています。

2011/1/17　北海道大学教職員組合